

産業環境委員会議案説明資料

令和元年6月26日

件名	頁
1 第49号議案 足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例	1
2 第50号議案 足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例	7

(産業経済部)

第 4 9 号議案説明資料

令和元年6月26日

件 名	足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例
所管部課名	産業経済部 産業政策課
内 容	<p>1 改正の概要 次の委員会を附属機関として位置づけるため、条文を追加する。 (1) 創業プランコンテスト選考委員会 (2) 足立ブランド認定選考委員会 (3) 新製品・新事業開発補助金選考委員会</p> <p>2 改正理由 現在、上記(1)から(3)の各委員会は、足立区経済活性化会議規則第6条に規定する専門部会として設置されているため、委員は経済活性化会議委員に限定されている。 今後、更なる技術革新や外国人労働者の増加等により、社会の仕組みそのものが急速に変化し、各事業において審査する内容の多様化、専門性の高まりが予想される。そのため、事業プランや企業認定の視点も、応募内容に応じた多様性や専門性を担保していく必要がある。 よって、経済活性化会議委員以外の、専門的な知識を有した多様な人材が、直接審査に携わることを可能とするため、上記(1)から(3)の各委員会を区長の附属機関として設置する旨の条文を追加する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙1参照。</p> <p>4 財政への影響 なし</p> <p>5 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	

足立区経済活性化基本条例（案） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から7条（省略） （経済活性化会議）</p> <p>第8条 地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。</p> <p>2 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。 （1） 計画に関すること。 （2） 前号に掲げるもののほか、第4条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項</p> <p>3 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べることができる。</p> <p>4 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 30 人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第1条から7条（省略） <u>（附属機関）</u></p> <p>第8条 地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、次に掲げる会議体を設置する。 <u>（1） 足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という。）</u> <u>（2） 足立区創業プランコンテスト選考委員会（以下「選考委員会」という。）</u> <u>（3） 足立ブランド認定選考委員会（以下「認定選考委員会」という。）</u> <u>（4） 足立区新製品・新事業開発補助金選考委員会（以下「補助金選考委員会」という。）</u></p> <p><u>（経済活性化会議）</u></p> <p>第9条 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。 （1） 計画に関すること。 （2） 前号に掲げるもののほか、第4条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項</p> <p>2 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べるができる。</p> <p>3 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 30 人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>

<p>6 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>7 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>6 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>(創業プランコンテスト選考委員会)</u></p> <p><u>第10条 選考委員会は、区長の諮問に応じ、創業プランコンテスト(優秀な事業計画を選定し、表彰する競技会をいう。)について、次に掲げる事項の審査等を行う。</u></p> <p><u>(1) 提出された事業計画の優劣に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他区長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>選考委員会は、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>選考委員会の委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。</u></p> <p>4 <u>選考委員会は、非公開とする。</u></p> <p>5 <u>選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>6 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>(足立ブランド認定選考委員会)</u></p> <p><u>第11条 認定選考委員会は、区長の諮問に応じ、足立ブランド(足立区内で優れた製品及び技術を有する企業等として足立区が認定したも</u></p>
--	--

	<p>のをいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項の審査等を行う。</p> <p>(1) 個別企業等における足立ブランドの認定の妥当性に関する事項</p> <p>(2) 足立ブランドの認定基準に関する事項</p> <p>(3) その他区長が必要と認める事項</p> <p>2 認定選考委員会の委員は、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。</p> <p>4 認定選考委員会は、非公開とする。</p> <p>5 認定選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、認定選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(新製品・新事業開発補助金選考委員会)</p> <p>第12条 補助金選考委員会は、区長の諮問に応じ、新製品・新事業開発補助事業(区内事業者からの革新的な事業提案に対して補助金を交付する事業をいう。)において、提案内容の優劣に関する審査等を行う。</p> <p>2 補助金選考委員会の委員は、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査等が終了する日までとする。</p> <p>4 補助金選考委員会は、非公開とする。</p> <p>5 補助金選考委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求める</p>
--	---

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区経済活性化会議	日額 7,000 円
------------	------------

(足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部改正)

- 3 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例(平成 15 年足立区条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「足立区産業振興基本条例(平成元年足立区条例第 16 号)」を「足立区経済活性化基本条例(平成 17 年足立区条例第 11 号)」に改める。
(足立区創業支援施設条例の一部改正)
- 4 足立区創業支援施設条例(平成 15 年足立区条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

ことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補助金選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区経済活性化会議	日額 7,000 円
------------	------------

(足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部改正)

- 3 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例(平成 15 年足立区条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「足立区産業振興基本条例(平成元年足立区条例第 16 号)」を「足立区経済活性化基本条例(平成 17 年足立区条例第 11 号)」に改める。
(足立区創業支援施設条例の一部改正)
- 4 足立区創業支援施設条例(平成 15 年足立区条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区産業振興基本条例(平成元年足立区条例第 16 号)第 4 条第 2 号」を「足立区経済活性化基本条例(平成 17 年足立区条例第 11 号)第 4 条第 5 号」に改める。

第 1 条中「足立区産業振興基本条例(平成元年足立区条例第 16 号)第 4 条第 2 号」を「足立区経済活性化基本条例(平成 17 年足立区条例第 11 号)第 4 条第 5 号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区創業プランコンテスト選考委員会	日額 7,000 円
足立ブランド認定選考委員会	日額 7,000 円
足立区新製品・新事業開発補助金選考委員会	日額 7,000 円

第 5 0 号議案説明資料

令和元年 6 月 2 6 日

件 名	足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課
内 容	<p>1 改正の概要 足立区創業支援施設入居者選考委員会を附属機関として位置づけるため、条文を追加する。</p> <p>2 改正理由 現在、足立区創業支援施設入居者選考委員会は、足立区経済活性化会議規則第 6 条に規定する専門部会として設置されているため、委員は経済活性化会議委員に限定されている。 今後、更なる技術革新や外国人労働者の増加等により、社会の仕組みそのものが急速に変化し、審査する内容の多様化、専門性の高まりが予想される。そのため、入居者審査の視点も、それに応じた多様性や専門性を担保していく必要がある。 よって、経済活性化会議委員以外の、専門的な知識を有した多様な人材が、直接審査に携わることを可能とするため、上記委員会を区長の附属機関として設置する旨の条文を追加する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 1 参照。</p> <p>4 財政への影響 なし</p> <p>5 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 1

改正前	改正後
<p>○足立区創業支援施設条例 平成15年3月20日条例第5号</p> <p>改正 平成17年3月25日条例第11号 平成17年12月19日条例第77号 平成30年12月25日条例第67号</p> <p>足立区創業支援施設条例を公布する。 足立区創業支援施設条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号の規定に基づき、足立区創業支援施設（以下「創業支援施設」という。）を設置することにより、創業者及びその事業活動を支援し、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「創業者」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）で創業する法人又は個人（所在地又は住所が区内にないものを含む。）をいう。 (名称及び位置)</p> <p>第3条 創業支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区千住一丁目創業支援館 位置 東京都足立区千住一丁目4番1号 (施設)</p> <p>第4条 足立区千住一丁目創業支援館（以下「千住一丁目創業支援館」という。）には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 事務所 (2) 商談・交流室</p>	<p>○足立区創業支援施設条例 平成15年3月20日条例第5号</p> <p>改正 平成17年3月25日条例第11号 平成17年12月19日条例第77号 平成30年12月25日条例第67号</p> <p>足立区創業支援施設条例を公布する。 足立区創業支援施設条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号の規定に基づき、足立区創業支援施設（以下「創業支援施設」という。）を設置することにより、創業者及びその事業活動を支援し、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「創業者」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）で創業する法人又は個人（所在地又は住所が区内にないものを含む。）をいう。 (名称及び位置)</p> <p>第3条 創業支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区千住一丁目創業支援館 位置 東京都足立区千住一丁目4番1号 (施設)</p> <p>第4条 足立区千住一丁目創業支援館（以下「千住一丁目創業支援館」という。）には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 事務所 (2) 商談・交流室</p>

改正前	改正後
<p>(入居資格要件等)</p> <p>第5条 事務所の入居者の募集方法は、公募による。</p> <p>2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する創業者とする。</p> <p>(1) 区内産業の活性化に寄与する事業（以下「事業」という。）を行うこと。</p> <p>(2) 事業を始める予定があり、又は創業後3年未満であること。</p> <p>(3) 事務所の使用期間終了後も区内において引き続き事業を行う意思を有すること。</p> <p>(4) 個人にあつては特別区民税、法人にあつては法人住民税を滞納していないこと。</p> <p>(5) その他規則で定める要件</p> <p>3 区長は、公募を行うときは、前項に規定する募集対象その他必要な事項を記載した募集要項を作成する。</p> <p>4 入居を希望する創業者は、前項の募集要項に従い、区長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 区長は、前条第4項の規定により申込みをした者のうちから選考により入居予定者を決定する。</p> <p>2 前項の選考は、規則で定める方法により行う。</p> <p>3 区長は、入居の可否を決定をしたときは、その旨を速やかに入居申込者に通知しなければならない。</p>	<p>(入居資格要件等)</p> <p>第5条 事務所の入居者の募集方法は、公募による。</p> <p>2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する創業者とする。</p> <p>(1) 区内産業の活性化に寄与する事業（以下「事業」という。）を行うこと。</p> <p>(2) 事業を始める予定があり、又は創業後3年未満であること。</p> <p>(3) 事務所の使用期間終了後も区内において引き続き事業を行う意思を有すること。</p> <p>(4) 個人にあつては特別区民税、法人にあつては法人住民税を滞納していないこと。</p> <p>(5) その他規則で定める要件</p> <p>3 区長は、公募を行うときは、前項に規定する募集対象その他必要な事項を記載した募集要項を作成する。</p> <p>4 入居を希望する創業者は、前項の募集要項に従い、区長に入居の申込みをしなければならない。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第6条 区長は、前条第4項の規定により申込みをした者のうちから選考により入居予定者を決定する。</p> <p>2 前項の選考は、規則で定める方法により行う。</p> <p>3 区長は、入居の可否を決定したときは、その旨を速やかに入居申込者に通知しなければならない。</p> <p><u>(創業支援施設入居者選考委員会)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の入居予定者の選考等を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区創業支援施設入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。</u></p> <p><u>(1) 入居予定者の選考に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(補欠者)</p> <p>第7条 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。</p> <p>2 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続をしないとき又は空き事務所が生じたときは、第1項の補欠者のうちから入居予定者を決定することができる。</p> <p>3 前項の規定により入居予定者を決定できないときは、第5条の規定により入居者を公募する。</p> <p>4 補欠者に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(入居手続)</p> <p>第8条 入居予定者は、区長が指定する日までに、第11条に規定する保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 区長は、入居予定者が正当な理由がなく保証金を納付しないときは、入居予定者の決定を取り消すものとする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第9条 区長は、前条第1項に規定する手続を完了した入居予定者に対し事務所の使用を許可し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(使用期間)</p>	<p>(2) <u>その他区長が必要と認めること。</u></p> <p>3 <u>委員会は、区長が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査が終了する日までとする。</u></p> <p>5 <u>委員会の会議は、非公開とする。</u></p> <p>6 <u>委員会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>7 <u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(補欠者)</p> <p>第8条 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。</p> <p>2 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続をしないとき又は空き事務所が生じたときは、第1項の補欠者のうちから入居予定者を決定することができる。</p> <p>3 前項の規定により入居予定者を決定できないときは、第5条の規定により入居者を公募する。</p> <p>4 補欠者に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(入居手続)</p> <p>第9条 入居予定者は、区長が指定する日までに、第12条に規定する保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 区長は、入居予定者が正当な理由がなく保証金を納付しないときは、入居予定者の決定を取り消すものとする。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第10条 区長は、前条第1項に規定する手続を完了した入居予定者に対し事務所の使用を許可し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(使用期間)</p>

改正前	改正後
<p>第10条 事務所を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、1年に限り延長することができる。</p>	<p>第11条 事務所を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、1年に限り延長することができる。</p>
<p>(保証金)</p>	<p>(保証金)</p>
<p>第11条 保証金の額は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第12条 保証金の額は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>2 保証金は、入居者が事務所を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の使用料、共益費又は原状回復に要する費用等入居者の負担すべき費用がある場合は、保証金のうちからこれを控除する。</p>	<p>2 保証金は、入居者が事務所を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の使用料、共益費又は原状回復に要する費用等入居者の負担すべき費用がある場合は、保証金のうちからこれを控除する。</p>
<p>3 保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p>	<p>3 保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p>
<p>4 保証金には、利子を付さない。</p>	<p>4 保証金には、利子を付さない。</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第12条 事務所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、月の途中から使用する場合は、規則に定める日割計算によるものとする。</p>	<p>第13条 事務所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、月の途中から使用する場合は、規則に定める日割計算によるものとする。</p>
<p>2 使用料は、使用許可の日以後で区長が定めた日からこれを徴収する。</p>	<p>2 使用料は、使用許可の日以後で区長が定めた日からこれを徴収する。</p>
<p>3 使用料は、毎月、その月分を区長が指定する日までに納付しなければならない。</p>	<p>3 使用料は、毎月、その月分を区長が指定する日までに納付しなければならない。</p>
<p>4 事務所以外の施設の使用料は、無料とする。</p>	<p>4 事務所以外の施設の使用料は、無料とする。</p>
<p>(共益費)</p>	<p>(共益費)</p>
<p>第13条 区長は、入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。</p>	<p>第14条 区長は、入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。</p>
<p>2 共益費は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>2 共益費は、別表第3のとおりとする。</p>
<p>3 前条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、共益費の徴収に準用する。</p>	<p>3 前条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、共益費の徴収に準用する。</p>
<p>(入居者の費用負担)</p>	<p>(入居者の費用負担)</p>
<p>第14条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>	<p>第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>
<p>(1) 電気使用料</p>	<p>(1) 電気使用料</p>
<p>(2) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用</p>	<p>(2) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用</p>

改正前	改正後
<p>(3) 前2号のほか、区長が指定する費用 (転貸等の禁止)</p> <p>第15条 入居者は、事務所を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。</p> <p>2 入居者は、事務所を事務所以外の目的に使用してはならない。</p> <p>3 入居者は、事務所を長期にわたり使用しない場合は、区長に届け出なければならない。</p> <p>(使用者の管理義務等)</p> <p>第16条 施設の利用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において使用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。</p> <p>2 施設の利用者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、区長が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設の利用者は、その責に帰すべき事由により創業支援施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に回復し、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>4 区長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の利用者に対して指示をすることができる。</p> <p>(営業実績の報告)</p> <p>第17条 入居者は、営業実績に関する報告書を規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第18条 区長は、第15条第1項の規定にかかわらず入居者の死亡、身体の故障その他の事由により事業を継続することが困難となった場合、相続人又は入居者が指定する者に使用の権利の承継を許可することができる。</p> <p>(事務所の返還)</p> <p>第19条 入居者は、事務所を返還しようとする場合は、区長に届け出て、検査を受けなければならない。</p>	<p>(3) 前2号のほか、区長が指定する費用 (転貸等の禁止)</p> <p>第16条 入居者は、事務所を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。</p> <p>2 入居者は、事務所を事務所以外の目的に使用してはならない。</p> <p>3 入居者は、事務所を長期にわたり使用しない場合は、区長に届け出なければならない。</p> <p>(使用者の管理義務等)</p> <p>第17条 施設の利用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において使用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。</p> <p>2 施設の利用者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、区長が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設の利用者は、その責に帰すべき事由により創業支援施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に回復し、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>4 区長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の利用者に対して指示をすることができる。</p> <p>(営業実績の報告)</p> <p>第18条 入居者は、営業実績に関する報告書を規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第19条 区長は、第16条第1項の規定にかかわらず入居者の死亡、身体の故障その他の事由により事業を継続することが困難となった場合、相続人又は入居者が指定する者に使用の権利の承継を許可することができる。</p> <p>(事務所の返還)</p> <p>第20条 入居者は、事務所を返還しようとする場合は、区長に届け出て、検査を受けなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対する使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 使用料及び共益費を正当な理由がなく2月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく1月以上事務所を使用しないとき。</p> <p>(4) 施設を故意にき損したとき。</p> <p>(5) 営業実績が著しく悪化していると認められるとき。</p> <p>(6) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。</p> <p>(商談・交流室)</p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対する使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 使用料及び共益費を正当な理由がなく2月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく1月以上事務所を使用しないとき。</p> <p>(4) 施設を故意にき損したとき。</p> <p>(5) 営業実績が著しく悪化していると認められるとき。</p> <p>(6) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。</p> <p>(商談・交流室)</p>
<p>第21条 区長は、入居者を支援するため、商談・交流室を入居者に使用させることができる。</p> <p>(創業指導員の設置)</p>	<p>第22条 区長は、入居者を支援するため、商談・交流室を入居者に使用させることができる。</p> <p>(創業指導員の設置)</p>
<p>第22条 区長は、入居者の相談に応じ、必要な指導を行うため、創業支援施設に創業指導員を置くことができる。</p> <p>(管理細則)</p>	<p>第23条 区長は、入居者の相談に応じ、必要な指導を行うため、創業支援施設に創業指導員を置くことができる。</p> <p>(管理細則)</p>
<p>第23条 区長は、施設の管理細則を作成するものとする。</p> <p>2 施設の利用者は、前項の管理細則を遵守しなければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>第24条 区長は、施設の管理細則を作成するものとする。</p> <p>2 施設の利用者は、前項の管理細則を遵守しなければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前になされた入居者の決定に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前になされた入居者の決定に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>

改正前	改正後		
<p>付 則 (平成17年 3 月25日 条例第11号抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年12月19日 条例第77号)</p> <p>この条例は、平成18年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 ただし、この条例の施行日以後の千住一丁目創業支援館の事務所の使用に係る使用の許可その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。</p> <p>付 則 (平成30年12月25日 条例第67号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区創業支援施設条例 (以下「旧条例」という。) 第 3 条の足立区千住仲町創業支援館の入居者であった者に係る旧条例第11条の保証金、旧条例第12条の使用料、旧条例第13条の共益費、旧条例第14条の費用の負担及び旧条例第16条第 3 項に規定する義務については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (平成17年 3 月25日 条例第11号抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年12月19日 条例第77号)</p> <p>この条例は、平成18年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。 ただし、この条例の施行日以後の千住一丁目創業支援館の事務所の使用に係る使用の許可その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。</p> <p>付 則 (平成30年12月25日 条例第67号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区創業支援施設条例 (以下「旧条例」という。) 第 3 条の足立区千住仲町創業支援館の入居者であった者に係る旧条例第11条の保証金、旧条例第12条の使用料、旧条例第13条の共益費、旧条例第14条の費用の負担及び旧条例第16条第 3 項に規定する義務については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u> <u>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和39年足立区条例第17号) の一部を次のように改正する。</u> <u>別表区長の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1315 1966 1406"> <tr> <td data-bbox="1167 1315 1675 1406">足立区創業支援施設入居者選考委員会</td> <td data-bbox="1675 1315 1966 1406">日額 7,000円</td> </tr> </table>	足立区創業支援施設入居者選考委員会	日額 7,000円
足立区創業支援施設入居者選考委員会	日額 7,000円		

改正前			改正後		
別表第1 (第11条関係)			別表第1 (第12条関係)		
施設名称	事務所番号	保証金の額	施設名称	事務所番号	保証金の額
千住一丁目創業支援館	1101	16万円	千住一丁目創業支援館	1101	16万円
	1102			1102	
	1103			1103	
	1104			1104	
	1105			1105	
	1106			1106	
	1107			1107	
	1108			1108	
	1109			1109	
	1110	14万円		1110	14万円
別表第2 (第12条関係)			別表第2 (第13条関係)		
施設名称	事務所番号	使用料 (月額)	施設名称	事務所番号	使用料 (月額)
千住一丁目創業支援館	1101	2万8,000円	千住一丁目創業支援館	1101	2万8,000円
	1102			1102	
	1103			1103	
	1104			1104	
	1105			1105	
	1106			1106	
	1107			1107	
	1108			1108	
	1109			1109	
	1110	2万4,000円		1110	2万4,000円
別表第3 (第13条関係)			別表第3 (第14条関係)		
施設名称	事務所番号	共益費 (月額)	施設名称	事務所番号	共益費 (月額)
千住一丁目創業支援館	1101	2万6,000円	千住一丁目創業支援館	1101	2万6,000円

改正前			改正後		
	1102			1102	
	1103			1103	
	1104			1104	
	1105			1105	
	1106			1106	
	1107			1107	
	1108			1108	
	1109			1109	
	1110	2万2,000円		1110	2万2,000円